

大阪市立青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪市立伊賀青少年野外活動センターの項及び大阪市立びわ湖青少年の家の項を削る。

第4条の見出しを「(休館日)」に改め、同条中第1項を削り、同条第2項中「大阪市立信太山青少年野外活動センター」を「野外活動施設」に改め、「及び大阪市立びわ湖青少年の家」を削り、同項中第1号を次のように改める。

- (1) 3月25日から4月7日までの期間及び7月21日から8月31日までの期間（以下「夏季期間」という。）以外の期間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後最初に到来する休日以外の日）

第4条中第2項を第1項とし、同条第3項中「大阪市立伊賀青少年野外活動センターのキャンプ場の休場日及び大阪市立信太山青少年野外活動センター」を「野外活動施設」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「第13条」を「第11条」に改め、「若しくは休場日」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とする。

第5条第1項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 宿泊棟及びキャンプ場 午前0時から午後12時まで
- (2) プール 午前9時30分から午後5時30分まで

第5条第2項中「前条第4項及び第5項」を「前条第3項及び第4項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「前3項」を「前2項」に改め、「若しくは休場日」を削り、「同条第5項」を「同条第4項」に、「第4条第4項」を「第4条第3項」

に改める。

第6条第2項中「大阪市立信太山青少年野外活動センター」を「野外活動施設」に改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条の2中「第7条第5号」を「第7条第4号」に改める。

第10条を次のように改める。

(利用料金)

第10条 市長は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、4歳未満の者については、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる金額（施設の附属設備については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、前項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

6 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は利用料金を免除することができる。

7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が施設の使用を開始する前に当該施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条第3号イ中「^こ禁鋼」を「禁鋼」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「第15条」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

区 分		利 用 料 金		本市の区域内に住 所を有しない者に 係る利用料金
		昼間 (1人1日)	宿泊 (1人1泊)	
宿泊棟	児童、生徒等	200円	400円	左記の3割増しと する。
	その他の者	400円	850円	
キャンプ場	児童、生徒等	200円	350円	
	その他の者	400円	750円	

備考

1 この表において、「昼間」とは午前9時30分から午後5時30分まで、「宿泊」とは午後3時から翌日午後3時までをいう。

2 この表において、「児童、生徒等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準

ずるものを含む。)の児童並びに中学校(これに準ずるものを含む。)及び高等学校(これに準ずるものを含む。)の生徒をいう。別表第2において同じ。

別表第2 (第10条関係)

区 分		単 位	利 用 料 金	本市の区域内に住 所を有しない者に 係る利用料金
プール	児童、生徒等	1人1回	250円	左記の3割増しと する。
	その他の者	1人1回	500円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大阪市立青少年野外活動施設条例第10条第3項及び第4項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び同条第5項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の期間に係る青少年野外活動施設の施設及び附属設備の使用料については、なお従前の例による。

平成25年 9 月 10 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

伊賀青少年野外活動センター及びびわ湖青少年の家を廃止するとともに、信太山青少年野外活動センターの供用時間等を変更し、併せて利用料金を指定管理者の収入として収受させるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立青少年野外活動施設条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に青少年野外活動施設（以下「野外活動施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>大阪市立伊賀青少年野外活動センター</u>	<u>三重県伊賀市愛田</u>
省	略
<u>大阪市立びわ湖青少年の家</u>	<u>滋賀県高島市勝野</u>

(休館日等)

第4条 大阪市立伊賀青少年野外活動センター（キャンプ場を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 3月25日から4月7日までの期間（以下「春季期間」という。）及び7月21日から8月31日までの期間（以下「夏季期間」という。）以外の期間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後最初に到来する休日以外の日。次項第1号において同じ。）

(2) 12月1日から翌年2月末日まで

2 大阪市立信太山青少年野外活動センター（プールを除く。）及び大阪市立びわ湖青少年の家野外活動施設

の休館日は、次のとおりとする。

(1) 春季期間及び夏季期間以外の期間の月曜日
3月25日から4月7日までの期間及び7月21日から8月31日までの期間（以下「夏季期間」という。）以外の期間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後最初に到来する休日以外の日）

(2) 省 略

3 大阪市立伊賀青少年野外活動センターのキャンプ場の休場日及び大阪市立信太山青少年野外
2 野外活動施設

活動センターのプール（以下「プール」という。）の休館日は、夏季期間以外の期間の日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、第13条の規定により野外活動施設の管理を行うもの（以下「指
3 前2項 第11条

定管理者」という。)は、野外活動施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は野外活動施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前3項の規定による休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時の休館日若しくは休場日

を定めることができる。

5 省 略
4

(供用時間)

第5条 野外活動施設の供用時間は、次のとおりとする。

区 分	供 用 時 間
宿泊棟(大阪市立伊賀青少年野外活動センター、大阪市立信太山青少年野外活動センター及び大阪市立びわ湖青少年の家)	昼間 午前9時30分から午後2時まで
	宿泊 午後3時から翌日午前9時30分まで
キャンプ場(大阪市立伊賀青少年野外活動センター及び大阪市立信太山青少年野外活動センター)	昼間 午前9時30分から午後3時まで
	宿泊 午後3時から翌日午前9時30分まで
プール(大阪市立信太山青少年野外活動センター)	午前9時30分から午後5時まで

(1) 宿泊棟及びキャンプ場 午前0時から午後12時まで

(2) プール 午前9時30分から午後5時30分まで

2 前条第4項及び第5項の規定は、野外活動施設の供用時間について準用する。この場合にお

いて、同条第4項中「前3項の規定にかかわらず」とあるのは「第5条第1項の規定にかかわ

らず」と、「前3項の規定による休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時の休館日若しくは

休場日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第5項中「前

項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第4項」と読み替えるもの

とする。

(使用の許可)

第6条 省 略

2 プールの使用については、大阪市立信太山青少年野外活動センターの宿泊棟又はキャンプ場
野外活動施設

の使用の許可を受けた者でなければ、許可を受けることができない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

(1) 省 略

(2) 営利を目的とするとき

(3)-(6) 省 略

(2) (5)

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第5号に該当する事由の有無に
第4号

ついて、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第5号に該当する事由の有無につい
第4号

て、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(使用料)

第10条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定
める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後
納することができる。

2 附属設備の使用料は、市規則で定める。

(利用料金)

第10条 市長は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」とい
う。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければなら
ない。ただし、4歳未満の者については、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる金額（施設の附属設備については、市規則
で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長
の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が入場料その他これに類する料金を

徴収する場合における利用料金の額は、前項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

6 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は利用料金を免除することができる。

7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が施設の使用を開始する前に当該施設の使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき

(3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき

第13条－第15条 省 略

第11条 第13条

(欠格事項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

第14条

(1)－(2) 省 略

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 省 略

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 省 略

(指定管理予定者の選定)

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮
第15条 第13条

し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1)-(4) 省 略

第18条 - 第20条 省 略
第16条 第18条

別表第1（第10条関係）

区 分		使 用 料	
		昼間 (1人1日)	宿泊 (1人1日)
児童、生徒	宿 泊 棟	150円	200円
	キャンプ場	70円	150円
学生、25歳以下の者	宿 泊 棟	300円	450円
	キャンプ場	200円	350円
その他の者	宿 泊 棟	450円	850円
	キャンプ場	250円	450円

別表第2（第10条関係）

区 分	単 位	使 用 料
プ ー ル	1人1回	250円

別表第1 - 別表第2 省 略